

令和5年11月22日  
消防局総務部職員課

## 職員の処分について

本日、次のとおり職員の懲戒処分を行いましたので公表します。

1 職 員 消防局係員 (20代)

2 処分の内容 停職6月

3 処分事由

令和5年5月から10月までの間、所属職員が毎月積み立てていた親睦会費について、総額547,000円を着服し、自己の遊興費等に用いたもの。

4 管理監督者の処分

(1) 処分内容

部長級職員：文書訓戒

課長級職員：文書訓戒

係長級職員：口頭訓戒

(2) 処分事由

部下職員に対する指導監督が不十分であったため。

### 【問い合わせ先】

職員課長（久恒）、人事係長（後藤）

電話 092-725-6530（内線 6530）